

令和8年度
県産食材マッチング交流事業委託業務

業務仕様書

令和8年4月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度県産食材マッチング交流事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

生産者と実需者の取引拡大を推進するため、生産者と実需者の交流会を開催し、マッチングの機会の創出や県産食材の認知度向上につなげ、生産者と実需者のネットワークの構築を図る。

(2) 業務概要

- ア 業務名 令和8年度県産食材マッチング交流事業委託業務
イ 委託期間 委託契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

(3) 委託内容

事業実施にあたっては、県と協議しながら次の事業を行う。

ア 交流会の実施

- (ア) 日程 令和8年9月上旬～中旬、3時間程度
(イ) 場所 盛岡市内のホテル・イベント会場等
(ウ) 対象食材

- ・ 岩手県産農林水産物（生鮮物または一次加工品）
※品種や栽培方法（有機栽培等）、味などで特徴のある商品
- ・ 6次産業化商品

(エ) 参集者（100名程度）

- ・ 出展者：生産者、生産者団体等
（農・林・水産物 各分野バランスよく25事業者程度を想定）
- ・ 参加者：飲食店、商品加工事業者、ホテル・旅館等観光事業者、給食実施事業者、関係機関等

(オ) 内容

- ・ 生産者による食材のブース展示及びPR
- ・ 実需者とのマッチング、交流、情報交換等
- ・ 生産者と県内外のバイヤーとのオンライン商談

イ 業務内容

(ア) イベントの企画コーディネート及び取りまとめ

- ・ 開催に係る会場との連絡調整を行い、使用料を負担すること。
- ・ 生産者と実需者が情報交換し、マッチングが図られること。
- ・ ブース出展者や参加者の取りまとめ、連絡調整等を行うこと。
- ・ オンライン商談に係る参加者の取りまとめ、連絡調整を行うこと。

(イ) 参加者募集に係る周知広報

- ・ 生産者及び実需者の募集に際し、交流会の開催を広く周知すること。

(ウ) チラシの作成、発送

- ・ 生産者募集用のチラシデータを作成すること。
- ・ 参加者募集用のチラシ及びデータを制作すること。チラシはA4版、500部、両面

カラー印刷とすること。

- ・ 県が指定する宛先へ発送すること（県内 100 箇所程度）。

(エ) 生産者の商談・交渉力向上の支援

- ・ 県が主催する生産者を対象とした研修会の開催周知を行うこと。
- ・ 商品PR資料等の作成を支援すること。
- ・ イベント当日の展示等を補助すること。
- ・ 商品PR資料のデータを県に納品すること。

(オ) 県外バイヤーの招聘

- ・ バイヤーの旅費を負担すること。
- ・ 人数は5名程度、日程は1泊2日とすること。

(カ) 当日の進行管理

- ・ 運営マニュアルを作成すること。
- ・ イベント実施当日の進行管理を行うこと。

(キ) マッチング等の結果とりまとめ

- ・ 当日の出展者及び参加者のアンケート結果をとりまとめること。
- ・ 会期1カ月後及び3カ月後に出展者に商談成立数のアンケートを実施し、結果を取りまとめること。

(4) 事業実績報告

ア 報告書作成

上記(3)の内容に係る実施経緯及び結果をまとめた報告書を作成すること。

イ 報告書の納品

上記(4)アの報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word又はPowerPoint形式）で提出すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

ア 本業務の遂行にあたり、WEB 会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。

イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。